

令和7年 9月 1日

群馬県知事 山本 一太 様

群馬県自閉症協会
会長 高森 勉

要 望 書

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より群馬県自閉症協会の活動にご理解ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。また、群馬県の福祉・教育施策関係の委員会等への当協会役員の招聘、啓発事業及びセミナー等の共催並びに後援などのご支援に、心より感謝申し上げます。

私たちは「自閉スペクトラム症の人が群馬県で基本的人権の尊重が守られ、健康的に暮らせる地域作り」をモットーに、自閉スペクトラム症の人たちが、社会の一員として 義務を果たし権利を行使し、自立して生きていけることを目指し活動しています。

近年、群馬県自閉症協会では、役員をはじめ会員の高齢化がすすんでおり、親亡き後の不安が多く聞かれるようになっています。また、県内の事例を含め報道で虐待事件を見るたびに子の将来に不安を感じるという意見も増えてきています。

昨年の意見交換会では、「自閉症スペクトラム症の子どもから老年期まで ICF を土台にし 群馬県で、安心・安全を確保され自分らしく、群馬県で生活していく」ことが、私たちの思いであると、同席してくださった群馬県職員の方々と確認できたことは活動を続けるうえでの大きな支えとなっています。

一方、自閉スペクトラム症の人を取り巻く環境は多くの課題が残されています。各機関担当者の個人的資質により大きく対応が異なり年代を問わず自閉症児者の苦しみの原因となっています。また、自閉スペクトラム症の人には多種多様な行動がみられる為、個々のアセスメントの必要性とそれに基づいた育児・教育・支援が非常に重要ですが、十分に行われていない現状があります。

本要望書は、群馬県自閉症協会会員と協会活動を通しての各機関関係者の声をもとに 作成したものです。

自閉スペクトラム症の人たちの、脳の機能の障害という目に見えにくい障害特性と困難性にご理解をいただき、是非とも施策的に格別のご配慮をいただきたく、以下のことを要望いたします。

なお、別紙で内容説明を加えさせていただきました項目につきましては、お手数をおかけして恐縮ですが、文書でのご回答をいただきたく、よろしくお願ひいたします。

敬具

記

（ 基本人権の保障 ）

1. 一国民として、自閉スペクトラム症(以下 Autism Spectrum Disorder : ASD と記載する)の人に対して基本的人権の尊重を保障してください。
2. 障害者差別解消法に基づき ASD の人が地域で生活する権利を保障してください。
又、目に見えない ASD 障害特性への無理解、誤解から生じる排斥が起こらないよう、学校・保育所・幼稚園・公的機関・就労機関・地域社会への啓発活動を継続的に実施してください。

（ 法的支援 ）

1. ASD の人の基本的人権が守られるよう司法との連携を行ってください。
2. 発達障害者支援法の第一章・第一条（目的）、第一章・第二条（定義）、第二条の二（基本理念）、第三条（国及び地方公共団体の責務）に述べられているように、ASD の人に対して必要な行政支援を行ってください。

（ 行政 ）

1. 医療、保健、福祉、教育、労働等の各行政の連携を深め、困りごとが起きてからの支援だけではなく予防的観点を含む介入教育・支援を一生涯にわたり実現してください。
2. ASD の人に対応する支援者と関係者が共通理解を持って連携して支援するための人材育成やシステムの構築を、医療、保健、福祉、教育、労働の関係者と協働し、行政主導で整えてください。
3. 早期発見・早期介入教育をすることによって、ASD の子どもの発達・親子関係に多大なる影響があるため、1歳半健診の ASD スクリーニングを強化してください。
4. 市町村の障害者計画策定に関する会議や自立支援協議会において、ASD の発達特性のニーズに対応できるよう、行政的な指導をしてください。
5. 子育て支援・地域行政・労働・警察等の障害者支援の周辺分野の関係職員、又、民生委員・母子保健推進員・ボランティア協会員等の民間の支援者に対しても、ノーマライゼーションや ASD に関する研修がなされるようにしてください。
6. 親亡き後、ASD の人の尊厳が守られ健康的な生活を継続していくようなシステムを行政主導で形成してください

（ 医療 ）

1. ASD の早期の診断、ASD の根拠ある正しい診断の実施に向けて支援してください。
2. 各ライフステージにおいて適応状態が悪化してしまった際に、ASD の発達特性由来であることをふまえた適切な治療ができる小児科医・精神科医が県内に増えるように支援してください。
3. 診察・治療・入院・健診等医療行為を ASD の人へ合理的配慮のもと、適切に受けられ

るよう医療関係者への周知・指導をしてください。

(福祉施設への支援体制)

1. 福祉施設及び就労移行施設において、ASDの発達特性を理解し、合理的配慮にかなった適切な支援ができるよう、職員研修の充実を図り、その効果を併せて検証してください。又、事業所の主体となる職員の研修参加率が向上するよう実施方法を検討し結果を開示してください。
2. 強度行動障害のケースに対して継続的に各機関と連携した支援ができるようにシステムを整えてください。
3. 強度行動障害の人が福祉・医療関連施設で断られ自宅待機するケースがゼロになるシステムを整えてください。
4. 福祉施設が安定した経営・運営が行われるように、制度を整え、支援してください。

(就労支援)

1. ASDの人の雇用促進とASDの発達特性について普及啓発を図ると共に、就労支援の成功事例を就労事業所や就労支援事業所等に発信し、適切な就労支援形態の構築を追求してください。県でも直接的・間接的を問わず積極的に雇用努力を推進し、支援保障の補助様式について制度面の検討を促進してください。
2. ASDの人が、就労に関して相談ができる機関のさらなる専門性の充実と、制度の周知の拡大とその方法に配慮してください。ジョブコーチの拡充、能力向上などを支援し、継続的に就労できる環境を整えてください。特に、ジョブコーチの制度の周知を図ると共に、支援の要となる障害者就業・生活支援センターにおいて、ジョブコーチによる支援を必要とし得る潜在的な就業希望者のニーズ把握が可能となるよう、システムを整えてください。
3. 障害者の雇用に際し、雇用主が戸惑いや負担を感じることがないように、企業に対してASDの発達特性の理解を高め、具体的な関わり方や支援の仕方などの研修等を実施してください。本人のASDの発達特性をふまえた働き方を本人と企業に提供調整ができるシステムを整えてください。

(発達障害者支援センター)

1. 発達障害者支援センターは、ASDに関するエビデンスのある介入教育・支援技術の研修を実施し人材育成をしてください。
2. ASDの人に関する緊急事案について責任をもって関係機関に介入し指導してください。

(地域支援・家族支援)

1. ヤングケアラーを生み出さない教育、福祉の連携の支援を要望するとともに、問題を抱える家族本人を適切な支援へつなぐことを要望します。
2. 重度の知的障害をもつASDの人の現状を把握し、ASDの人が地域社会で健康的に自立した暮らしができるような体制を構築してください。

3. 移動支援などの地域生活支援事業の支給量、障害福祉サービスが受けられる事業所の設置状況における市町村の深刻な地域格差を解消するように指導してください。
4. 現在サービスステーション事業が ASD の人の緊急・個別対応で利用できる不可欠な事業体です。従来からの利用に支障が出ない利用の継続を保証してください。
又、事業の継続した安定経営を保証してください。
5. 二次障害の予防を念頭に支援を行ってください。
二次障害によるひきこもりなど、適応状態を悪化させてしまった本人と家族の支援のシステムを整えてください。
6. 災害時における避難では、避難所を利用しない又は出来ない ASD の人への災害情報連絡状況の把握と災害情報の周知をしてください

（ 教育 ）

1. ASD の児童生徒に対する、障害者差別解消法、障害者虐待防止法の遵守を徹底してください。また、合理的配慮の進め方及びその評価方法の検討結果を開示してください。
2. 特別支援学校の児童生徒が将来地域の一員として生活できるように、又、障害のない子どもが、将来ノーマライゼーション社会の実現の担い手となるように、幼少期からの障害理解教育を普及させるシステムを整えてください。
3. ASD の児童生徒の生活の質・学力の向上につなげる為、一人ひとりのニーズに対応した「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成すると共に活用の充実を図ってください。特に義務教育期間にかかる小学校入学時、および小学校から中学校への進学時に、移行支援会議がシステムとして行われるよう整えてください。
4. 全ての小中高の教職員が、一人ひとりの児童生徒の ASD 学習スタイルにあわせた教育を提供できるよう、通常学級・特別支援学級・特別支援学校の担任、校長等経験や立場に応じた研修を受講し、教育現場で実施できるようにしてください。
5. ASD の児童生徒が不登校になったとき、学校・適応指導教室・各相談機関が連携して本人の ASD 学習スタイルを理解し本人の学習スタイルに対する学習の保障・本人の相談・支援、また親の相談に対応できるようにしてください。
6. 文部科学省からの「不登校児童生徒が自宅において IT 等を活用した学習活動を行った場合の積極的な対応について」の活用を図ってください。
7. 特別支援学校の教員および特別支援学級担任・通級による指導の担当者の特別支援学校教諭免許状の取得の促進と、更なる専門性の向上をはかってください。
8. 高校・特別支援学校高等部では、ASD の生徒の一人ひとりに応じたアセスメントに基づきニーズに応じた教育と支援をしてください。一人ひとりの発達課題(生活習慣・感情コントロール等)や強みを正しいアセスメントから把握し、それに沿った教育がなされ、就労・社会的自立が可能になるようにしてください。

別紙として 回答を求める項目 3項目

1. 協会の活動をしていて 50・80 問題の相談が増えているとの声をよく耳にしますが、群馬県内の障害者の次の項目の人数を教えてください。
 - ・入所施設希望者
 - ・グループホーム希望者
 - ・それ以外の在宅生活をしている方

(障害別の人数を教えてください。)
(ASDの方のことを中心に教えてください。)
2. 国では 2013 年に障害者総合支援法が施行され、施設から地域へと障害者の生活や仕事に住居の場を変えていこうとしていますが、群馬県として自閉症児者が地域で暮らしていくということは、何処に住み、どの様な生活をすることだとお考えでしょうか。
3. 国では 2025 年 10 月から就労選択支援が施行されます。
自閉症者は経験したこと以外は選択出来難く、本人が仕事や環境などについてイメージできるように伝えられることで選択することが出来ます。また暗黙的な情報を得ることが難しいため、選択できる枠組みを提示してもらう支援が必要です。中核統合の苦手さから、自分自身を客観視することが難しく支援者からの就労等のアセスメントの情報がとても有効です。このような自閉症の特性を踏まえて、自閉症者が就労選択支援の意思確認をするとき、どのような対策をお考えですか。